第四号の四様式記載上の注意㉔中「の住所」の次に「の記載」を加え、「市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）」を「市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）」に改め、同号の五様式記載上の注意㊾中「市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）」を「市町村」に改める。

第六号の五様式記載上の注意㊾中「市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）」を「市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第２項に規定する市町村をいう。）」に改める。

第六号の六様式記載上の注意㊻中「市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）」を「市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十六号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）の施行に伴い、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び海外展開推進調整官一人」を「、海外展開推進調整官一人及び金融国際審議官補佐官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

21　金融国際審議官補佐官は、命を受けて、金融国際審議官の事務を整理する。

第二条第一項中「広報企画調整官一人」の下に「、マクロプルーデンス調整官一人」を、「金融行政相談官一人」の下に「、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人」を加え、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　サイバーセキュリティ対策企画調整官は、命を受けて、金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第二条第七項の次に次の一項を加える。

8　マクロプルーデンス調整官は、命を受けて、金融庁の所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するために必要な金融機関及び金融システムに関する情報の収集及び分析を行うことによる政策の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第五条第一項中「市場法制企画調整官一人」の下に「、市場インフラ構築調整官一人」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市場インフラ構築調整官は、命を受けて、金融市場の整備に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第八条第六項第四号中「行う者並びに」を「行う者、」に改め、「相手方」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第十条第一項中「保険サービス監視専門官一人」を「保険サービス監視専門官二人」に改める。

第十三条第一号中「第二十一条第六項」を「第二十二条第六項」に改める。

第十四条第一号中「第二十一条第六項」を「第二十二条第六項」に、「第十二条第六項」を「第三十三条第六項」に改める。

第十六条第一号中「第十八条第十九項から第二十二項まで」を「第十八条第二十項から第二十三項まで」に改める。

第十八条第一項中「特別検査官二十人」を「特別検査官二十一人」に、「百五十七人」を「百五十九人」に改め、「主任証券調査官十六人以内」の下に「、証券調査審理官一人」を加え、同条第十四項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条中第二十四項を第二十五項とし、第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十項中「、主任情報技術専門官、情報技術専門官」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

17　証券調査審理官は、命を受けて、課徴金調査等に関する審理を行う。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一号の改正規定及び第十四条第一号の改正規定（「第二十一条第六項」を「第二十二条第六項」に改める部分に限る。）は、平成二十八年十月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、文部科学省、令第三号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第四十七条第四項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

表農林水産大臣の権限の項中「地方農政局長」の下に「及び北海道農政事務所長」を加え、同表国土交通大臣の権限の項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第十五号」に、「同条第十九号」を「同項第八十六号」に、「同条第十九号」を「同項第十九号」に改める。

附　則

この命令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。